



令和9年度

保育園等入園のご案内



塩尻市保育課



目次

1 塩尻市の幼児教育・保育施設	2
子どもの認定と利用できる施設	3
保育園（公立）	4
保育園（私立）、認定こども園	5
地域型保育施設	6
幼稚園、認可外保育施設	7
2 保育園等の入園手続き	8
入園申込のスケジュール	9
保育園等の入園の要件	10
申込に必要な書類について	16
保育を必要とする事由（要件）に関するQ&A ..	18
申込受付期間	20
電子申請の流れ	21
子どもの面接	30
利用調整・入園決定	31
利用調整における注意点	35
利用調整後の流れ	37
3 保育料等・保育時間	38
保育料及び副食費	39
保育時間	41
4 入園申込に関するQ&A	43

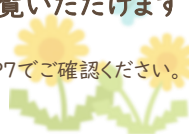
令和9年度から
利用調整方法が変更になります。
P31～P33を必ずご確認ください。

1 塩尻市の幼児教育・保育施設



市内保育園等の位置図がご覧いただけます

※各施設の開園時間等の情報はP4～P7でご確認ください。

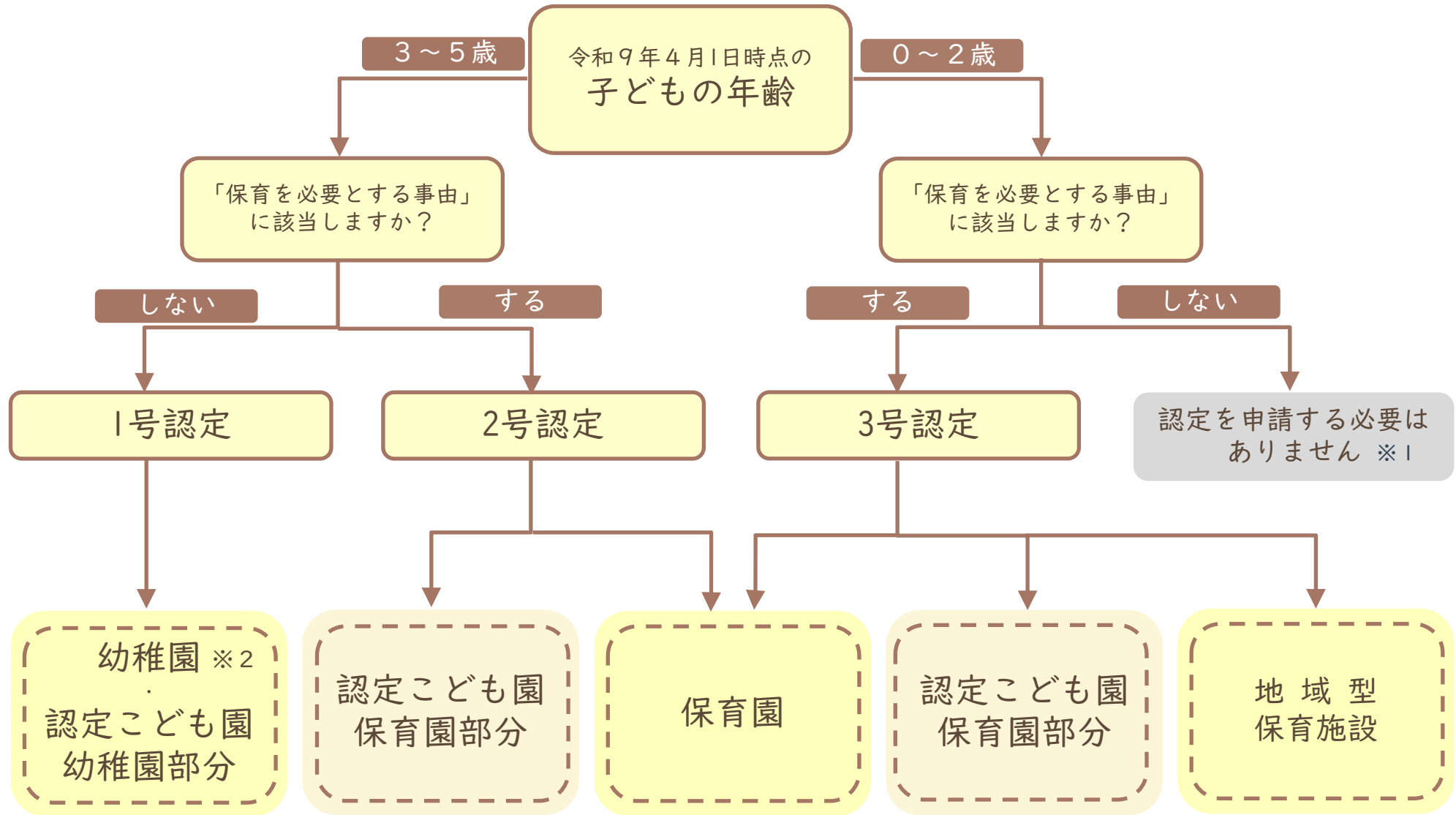


年齢の基準は令和9年4月1日です

保育園等では、4月1日時点の年齢（クラス年齢）が基準になります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

生年月日	クラス年齢
令和8年4月2日～ ※園により入園できる月齢が異なります。	0歳児
令和7年4月2日～令和8年4月1日	1歳児
令和6年4月2日～令和7年4月1日	2歳児
令和5年4月2日～令和6年4月1日	3歳児
令和4年4月2日～令和5年4月1日	4歳児
令和3年4月2日～令和4年4月1日	5歳児

子どもの認定と利用できる施設



※1 必要に応じて、幼稚園や認定こども園での未就園児クラス（プレ保育）や、一時的保育（デイ保育）などが利用できます。

※2 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の入園手続きについては、各園にお問い合わせください。

保育園（公立）



家庭で十分な保育ができない場合に子どもを保育する施設です。保護者が入園の要件（P10～P15参照）を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
			月～金曜日	土曜日		
公立	塩尻東保育園	170人	0263-52-7820	7:30～19:00	—	満6か月～5歳児  公立保育園のご案内 （持ち物のしおり）
	みずほ保育園	95人	0263-54-0103	7:30～18:30	—	
	大門保育園	130人	0263-54-0485	7:30～19:00	7:30～18:00	
	日の出保育園	155人	0263-52-7489	7:30～19:00	7:30～18:00	
	宗賀中央保育園	130人	0263-53-3380	7:30～19:00	7:30～18:00	
	片丘保育園	90人	0263-54-0486	7:30～19:00	—	
	高出保育園	130人	0263-52-7819	7:30～18:30	—	
	広丘野村保育園	170人	0263-52-7818	7:30～19:00	7:30～18:00	
	吉田ひまわり保育園	170人	0263-58-0607	7:30～19:00	7:30～18:00	
	吉田原保育園	80人	0263-58-0608	7:30～18:30	—	
	広丘西保育園	130人	0263-85-5430	7:30～19:00	7:30～18:00	
	広丘南保育園	80人	0263-54-0482	7:30～19:00	—	
	妙義保育園	150人	0263-52-7821	7:30～19:00	—	
	北小野保育園	60人	0266-46-3602	7:30～18:30	—	
	檜川保育園	60人	0264-34-2320	7:30～18:30	—	

保育園（私立）



家庭で十分な保育ができない場合に子どもを保育する施設です。保護者が入園の要件（P10～P15参照）を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
			月～金曜日	土曜日		
私立 社会福祉法人みのむし学園 よしだ保育園	80人	0263-58-4326	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月～5歳児	

認定こども園

幼稚園部分の入園手続きは各施設にお問い合わせください。

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。保育園部分は、保護者が入園の要件（P10～P15参照）を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
			月～金曜日	土曜日		
私立 社会福祉法人サン・ビジョン サン・サンこども園 グレイスフル塩尻	保育園部分 48人 幼稚園部分 12人	0263-51-6214	7:30～19:00	7:30～19:00	保育園部分 満3か月～5歳児 幼稚園部分 満3歳～5歳児	
私立 学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園	保育園部分 27人 幼稚園部分 60人	0263-58-4312	7:30～18:30	7:30～18:00	保育園部分 2歳児～5歳児 幼稚園部分 満3歳～5歳児	

※確認したいホームページが表示されない場合は他のコードを隠してお試しください。

地域型保育施設



0～2歳児を対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。保護者が入園の要件(P10～15参照)を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
			月～金曜日	土曜日		
私立	合同会社グラベラ ひかりテラス保育園	19人 0263-50-8905	7:30～18:30	7:30～18:00	満1歳～2歳児	
	学校法人御子柴学園 みのむしのおうち	19人 0263-86-5310	7:30～18:30	7:30～18:00	満6か月～2歳児	詳細はよしだ幼稚園に お問い合わせください
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	19人 0263-88-5381	7:30～18:30	7:30～18:30		
	社会福祉法人つるみね福社会 郷原つつじ保育園	12人 0263-52-8825	7:30～18:30	7:30～18:30		
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園よしだキッズ	19人 0263-87-6607	7:30～18:30	7:30～18:30		

※確認したいホームページが表示されない場合は他のコードを隠してお試しく下さい。

幼稚園

入園手続きは各施設にお問い合わせください。

学校教育法に基づく教育施設で、入園の要件はありません。教育方針などの詳細は各施設にお問い合わせください。

施設名		定員	電話	保育時間	入園できる年齢	ホームページ
私立	学校法人アイオナ学園 塩尻めぐみ幼稚園	140人	0263-54-0748	8:30～14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳～5歳児	
	学校法人相澤学園 塩尻幼稚園	140人	0263-52-1893	8:30～14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳～5歳児	

認可外保育施設

入園手続きは各施設にお問い合わせください。

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。県知事への届出を行い、乳幼児の保育を行っています。詳細は各施設にお問い合わせください。

施設名		定員	電話	保育時間	入園できる年齢	ホームページ
私立	自然ランド バンバン	20人	080-5143-0086	9:00～14:00	3歳児～6歳児	
	ハートフルキッズ 広丘保育園 (企業主導型保育事業所)	19人	0263-88-7102	7:30～18:30	満6か月～3歳未満児	

※確認したいホームページが表示されない場合は他のコードを隠してお試しください。

2 保育園等の入園手続き

保育課への入園申込が必要な施設

保育園

認定こども園
保育園部分

地域型
保育施設

※幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、認可外保育施設の入園手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

※P31～P36に**入園申込の注意点**等を掲載しています。必ずご確認ください。

入園申込のスケジュール

① 入園の要件の確認 (P10)

～9月下旬

② 申込に必要な書類の準備 (P16)

～9月下旬

③ 電子申請による申込 (P21)

10月1日(木)～30日(金)

④ 子どもの面接 (P30)

11月9日(月)～18日(水)

⑤ 利用調整・入園決定 (P31)

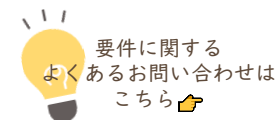
1月下旬

⑥ 利用調整後の流れ (P37)

1月下旬～



保育園等の入園の要件



保育園等（保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設）は、保護者1名につき1つ、次のいずれかの要件を満たしている場合に限り入園できます。

入園の要件	内容
① 就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校等に就学している
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園している子どもがいて、継続して利用する必要がある
⑩ 家庭育児	3歳未満の子どもを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



- ・ 入園後に入園の要件を満たさなくなった場合は、退園していただきます。（例：仕事を辞めた）
 - ・ 入園の要件に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、退園していただきます。
 - ・ 年度途中に入園の要件を変更する場合は、変更手続きが必要です。（例：就労 → 妊娠・出産）
- なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。



① 就労

【条 件】 1 か月あたり 6 4 時間以上の労働を常態としていること

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。

ただし、**労働の対価として給与等が発生している場合に限り**ます。

※入園月時点で就労を開始している必要があります。

【必要書類】 就労証明書（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）

⚠ 就労証明書は、申込時点で塩尻市ホームページに掲載されている様式であって、**申込月を含む 3 か月以内に発行されたものが有効**です。

例）10月提出の場合：証明日が8月1日以降になっているものが有効

⚠ 就労証明書の証明者が**本人**または**親族**である場合、以下の書類（原則、本人名義）の提出が必要です。
書類を用意できない場合は保育課へご相談ください。

令和7年中に収入または給与が発生した場合：いずれか1点の写し

・ 最新の確定申告書（第一・二表） ・ 最新の源泉徴収票

令和8年1月以降に収入または給与が発生した場合：いずれか1点の写しと収入申告書(市指定の様式)

・ 営業許可証 ・ 開業届※ ・ 事業所登録 ・ 雇用保険の加入状況がわかる書類

※受理印がない開業届の場合、提出方法に応じて下記の書類をあわせて添付してください。

▶ 電子申請で提出された方：日付や受付時間が確認できるスクリーンショット等

▶ 紙で提出された方：税務署に提出した際に受け取った「申告書等の提出について」等

② 妊娠・出産



【条 件】 保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること

例）10月出産の場合

出産前3か月（7～9月）＋ 出産月1か月（10月）＋ 出産後6か月（11月～翌年4月）＝10か月

【必要書類】 母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

③ 疾病・障がい



【条 件】 保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること

- 【必要書類】
- ① 障がいがある方… 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写し
 - ② 介護認定（要介護2以上）を受けている方… 介護保険被保険者証の写し
 - ③ ①②に該当しない方… 保育ができないことに関する医師の診断書（市指定の様式）

④ 介護・看護（同居親族）



【条 件】 1か月あたり64時間以上、同居親族の介護または看護をしていること

【必要書類】 ① 次のいずれか1点

- ・ 障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級（療育手帳はAⅠ・AⅡ）の写し
- ・ 介護保険被保険者証（要介護3以上）の写し
- ・ 医師による診断書（市指定の様式）

② 介護・看護申立書（保護者ご自身でご記入ください）

※申立書の内容によっては入園の要件として認められない場合がありますので、事前に保育課にご連絡ください。

※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

※①と②の両方必要です。

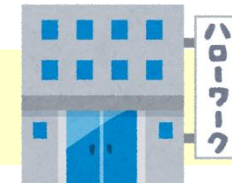
⑤ 災害復旧



【条 件】 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること

【必要書類】 リ災証明書

⑥ 求職活動



【条 件】 求職活動を継続的に行っていること（自営業の起業準備を含む）

【期 間】 年度内で3か月間

【必要書類】 求職活動申立書（市指定の様式）

⑦ 就学



【条 件】 大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校等に就学していること

※1か月あたり64時間以上

【期 間】 在学期間または年度末までのいずれか短い方

【必要書類】 ①在学証明書（入学前の場合は、合格通知書）

②カリキュラムなど（日数及び時間が分かるもの）

※①と②の両方必要です。

⑧ 虐待・DV

【条 件】 虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること

※該当する方は、保育課及びこども未来課へご相談ください。

⑨ 育児休業中の継続利用

【条 件】 育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認める場合

【必要書類】 就労証明書

(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

⑩ 3歳未満児の家庭育児



【条 件】 入園する子どものほかに3歳未満児を家庭で育児していること

※「3歳未満児」とは、令和6年4月2日以降に生まれた子どもです。

※上記3歳未満児が保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等に入園している場合は該当しません。

※3～5歳児の入園に限り認められます。0～2歳児の入園には適用できません。

【必要書類】 ありません



申込に必要な書類について

該当する入園の要件の「必要書類」をご用意ください。（P10～P15参照）

- ・保護者1名につき一式、該当する要件に応じた必要書類をご用意ください。
- ・様式は申込時点で塩尻市ホームページに掲載されている様式をダウンロードしてください。
保育課や保育園でもお渡してきます。
- ・証明書に直接記入する場合は、黒のボールペン・万年筆ではっきりと記入してください。鉛筆や消せるボールペンは無効です。
- ・就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。
記載内容を修正する場合は、二重線を引いた上で、発行者の訂正印を押してください。修正テープや修正液での修正は無効です。

**お取りいただいた就労証明書は、面接時等に決定園にご提出いただきます。
ご自宅で必ず保管してください。**



様式のダウンロードはこちらから



該当者のみ必要な書類について

利用調整及び保育料等の算定を行う際に必要になりますので、該当する項目に応じて必要書類をご用意ください。

ひとり親家庭

【必要書類】 ひとり親世帯の状況申告書（市指定の様式）
（電子申請の場合は、提出不要です）

入園を希望する児童または同居の世帯員が障がいを有し、障害者手帳等が交付されている

【必要書類】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写し

里親家庭

【必要書類】 措置決定通知書等
（保育課にご相談ください）

保護者が塩尻市内の保育園等（※1）で保育士等（※2）として就労している
またはその予定

【必要書類】 各資格証明書等の写し

※1 塩尻市内に所在する保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等

※2 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、小学校教諭、養護教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保健師等

令和8年1月1日時点、海外在住等により日本国内で課税されていない場合

【必要書類】 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得や所得控除内容が確認できる書類

保育を必要とする事由（要件）に関するQ&A

【塩尻市ホームページ】
よくあるお問い合わせは
こちら👉

冊子に載っていない
Q&Aもご覧いただけます



Q₁

入園前に雇用契約期間が終了してしまいます。契約更新する予定ですが、就労として認められますか？【就労】

A₁

「就労」要件で申込可能です。契約更新後速やかに就労証明書を保育課に提出してください。

Q₂

現在、勤務時間が月64時間を満たしていませんが、入園できれば月64時間以上勤務する予定です。就労証明書には、現在と予定のどちらの勤務時間を記入しますか？【就労】

A₂

入園後に予定している勤務時間を記入してください。

Q₃

「求職活動」で申込を完了しましたが、その後に就職が決まりました。入園の要件を「就労」に変更できますか？【就労】【求職活動】

A₃

申込受付期間中であれば、変更可能です。
変更後の入園の要件に関する必要書類（P10～P15）をご用意ください。
ただし、申込受付期間終了後の利用調整に係る申込内容の変更は、受理できませんのでご注意ください。

保育を必要とする事由（要件）に関するQ&A

Q₄

実際の出産月が予定より早まった（遅れた）場合は、入園できる期間も変わりますか？【妊娠出産】

A₄

実際の出産月に基づき、入園期間が変更になります。

例）2月出産予定だったが、1月に出産した場合

入園期間：（変更前）4月～8月 → （変更後）4月～7月

Q₅

妊娠・出産の期間が終了した後、引き続き保育園で預かってもらえますか？【妊娠出産】

A₅

要件変更を行えば引き続き保育が可能です。

ただし、「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、一度退園していただき、再度「求職活動」要件で申込をしていただく必要があります。

※空き人数の状況によっては、ご案内できない場合があります。

Q₆

家庭で育児している子どもが年度途中で3歳になった場合、その月から「3歳未満児の家庭育児」に該当しなくなりますか？【3歳未満児の家庭育児】

A₆

4月1日時点の年齢が基準となるため、年度内は引き続き該当します。

Q₇

入園している子どもが年度途中で3歳になった場合、その月から「3歳未満児の家庭育児」に該当しますか？【3歳未満児の家庭育児】

A₇

4月1日時点の年齢が基準となるため、該当しません。



申込受付期間

【1次受付】

令和8年**10**月**1**日(木) ~ **30**日(金) 16時30分

上記の期間に申込手続きが間に合わない場合は、次の日程で受け付けます。
ただし、1次受付の申込者の利用調整が終了した後での受付となりますので
ご注意ください。

【2次受付】

1次受付終了後 ~ 令和9年1月22日(金)16時30分

【最終受付】

2次受付終了後 ~ 令和9年3月5日(金)16時30分



※ 電子申請には、インターネットに接続できるパソコンかスマートフォンが必要です。
電子申請が困難な場合については、保育課へご相談ください。

電子申請の流れ



① 検索サイト等で「塩尻市公式ホームページ」へアクセス

塩尻市 公式



② 「申請サービス」を選択

※実際の画面では、イメージと異なる場合があります。



<パソコン版画面>



<スマートフォン版画面>



③ 手続き一覧から「令和9年度 保育園等の入園申し込み」を選択

塩尻市 オンライン手続きサービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問

オンライン申請手続き

ホーム > オンライン申請手続き

キーワードで探す

キーワードを入力

手続き一覧

受付開始日時 降順 20件ずつ表示

☐ 類義語検索を行う

手続き種別を選択

☒ すべての手続き

☐ 個人向けの手続き

☐ 法人向けの手続き

キーワード検索

50音で探す

あ行 +

か行 +

さ行 +

令和9年度 保育園等の入園申し込み

受付開始: ○○○○○○
受付終了: ○○○○○○

開始しました

○○○○○○○○○

受付開始: ○○○○○○
受付終了: ○○○○○○

開始しました

○○○○○○○○○

受付開始: ○○○○○○
受付終了: ○○○○○○

開始しました

○○○○○○○○○

受付開始: ○○○○○○
受付終了: ○○○○○○

開始しました

スマートフォンの場合は、
こちらからアクセスできます。



「令和9年度 保育園等の入園申し込み」



※上の画面はイメージです。実際の画面では、手続きの並び順が変わる場合があります。

※手続き名「令和9年度 保育園等の入園申し込み」で検索することも可能です。

④ 申請者（保護者）の利用者登録

 既に利用者登録がある方もご確認ください！

オンライン手続きサービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ 並び替え

利用者管理

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	令和9年度 保育園等の入園申し込み
受付時期	〇〇〇〇〇〇〇〇

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

- ▶ 「**利用者登録される方はこちら**」を選択
- ▶ 利用規約画面に遷移しますので、利用規約をご確認のうえ「**同意する**」を選択

入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID入力

利用者区分 **必須**

☒ 個人
☐ 法人
☐ 代理人

利用者ID（メールアドレス） **必須**

利用者ID（確認用） **必須**

[登録する](#) >

- ▶ メールアドレスを入力し「**登録する**」を選択
- ▶ 登録いただいたメールアドレスに、登録手続用のURLが記載されたメールが届きますので、URLにアクセスして利用者登録を行ってください。

次のアドレスのメールを受信できるよう設定してください。

city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp



⑤ ログイン → 申込内容の入力

利用者登録が完了したら、再度、手続き一覧の「令和9年度 保育園等の入園申し込み」を選択し、利用者ID（メールアドレス）とパスワード（利用者登録の際に設定したもの）を入力してログインしてください。

保護者氏名 必須

家計の主となる保護者の氏名を入力してください。（教育・保育給付認定保護者となります）

氏： 名：

申請区分 必須

次の内容をご確認いただき、申請区分を選択してください。

<申請区分>

(1)継続または転園希望
既に市内の保育所等(※)に通園していて継続利用する場合

(2)出生前
申込時点において、申込児童が生まれていない場合

(3)新規
新たに入園を希望する場合

※保育園・認定こども園・地域型保育施設が対象（P3～P5参照）

☐ 継続または転園希望

☐ 出生前

☐ 新規



○一時保存を行う場合は、画面最下部までスクロールしてください。
○2人以上の子どもの申込をする場合は、1人ずつ申込をしていただく必要があります。

この場合、2人目以降の申込の際に、1人目の申込で入力した内容をコピーして利用することがきます。（P28参照）

※申込内容等に虚偽があった場合、入園取消となる場合があります。

入力項目は10項目です

添付書類はあらかじめ撮影してから申込して
いただくとスムーズです

入力項目	内容
① 申請区分	申請区分（新規、継続・転園、出生前）など
② 入園に係る子どもの情報	氏名、生年月日、障害者手帳等の有無、 <u>兄弟姉妹で同時に申し込む場合の意向など</u> （※必ずP36をお読みください。）
③ 保護者の情報	現在の住所、令和8年1月1日の住所、令和9年1月1日（予定）の住所、緊急連絡先など
④ 世帯の状況	同居家族全員の氏名、子どもとの続柄、生年月日、勤務先・学校名 など
⑤ 保育を必要とする事由等	保育を必要とする事由、 <u>証明書の画像添付（P25参照）</u> など
⑥ 保育を希望する時間等	保育を希望する期間及び時間、延長保育が必要な理由、土曜保育の希望の有無など
⑦ 利用を希望する施設	希望園（※必ずP35をお読みください。）
⑧ 家庭等の状況について	生活保護世帯の該当有無など
⑨ 入園前の調べ（新規申込のみ）	健診、既往症、体質、アレルギー、持病、睡眠、食事、排泄、発達、着替え、言葉 など
⑩ その他	個人情報の取扱いなどに関する同意確認など

⑥ 申込内容の入力（画像データの添付）

「保育を必要とする事由の証明書」は、画像データを添付してください。

※P10～P15をご確認の上、該当するものを添付してください。

※証明書の修正を依頼する場合がありますので、原本は保管しておいてください。



添付画像が合計**20MBを超え**
るとエラーになります

お手数ですが、次の対応をお願いします。

ファイルサイズを縮小する

カメラ機能の設定変更、ファイルの圧縮などをお試ください。

※スマートフォンの場合は、アプリを活用することでファイルサイズの縮小が可能です。

どうしても画像添付ができない場合は…

申込受付期間中に、保育課までご連絡ください。



<パソコン版画面>

項目名	保育を必要とする事由の証明書_父
添付できるファイル数	10
添付ファイル	
ファイルを選択してください	
ファイルの選択	ファイルが選択されていません
添付する	
入力へ戻る	



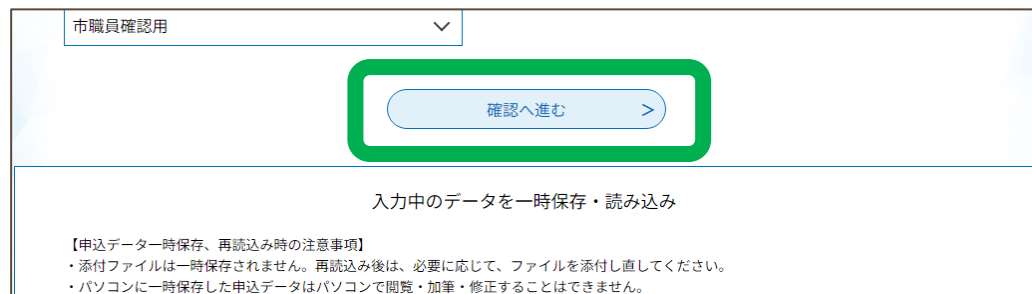
<スマートフォン版画面>

項目名	保育を必要とする事由の証明書_父
添付できるファイル数	10
添付ファイル	
ファイルを選択してください	
ファイルを選択	ファイル未選択
写真ライブラリ	
写真またはビデオを撮る	
ファイルを選択	
入力へ戻る	

- ・スマートフォン版の場合、「ファイルを選択」を押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。
 - ・パソコン版の場合、「ファイルの選択」を押すとファイルの選択が可能となります。
- ※あらかじめ書類を撮影してから申し込みを始めていただくとスムーズです。

⑦ 入力完了 → 申込

全ての必要項目の入力が終わりましたら、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。申込内容を確認の上、ページ下部の「申込む」を選択してください。



市職員確認用

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。

申込内容を確認



< 入力へ戻る

申込む >

⚠ エラーの修正について

必須項目が未入力の場合などは、「確認へ進む」ボタンを選択した後にエラーメッセージが表示されます。黄色く表示されたエラー項目を修正してください。

全てのエラーを修正しないと、申込が正常に完了しませんのでご注意ください。

申込が完了すると「令和9年度 保育園等の入園申し込みの手続きの申込を受付しました」というメッセージが表示されます。

⑧ 申込仮受付メールの受信

申込が完了すると「申込仮受付のお知らせ」がメールで届きます。整理番号、パスワードが記載されていますので、受信メールは必ず保存しておいてください。なお、この時点で申込は正式に完了していません。（P27参照）

※申込受付のメッセージが表示されたのにもかかわらずメールが受信できない場合は、保育課へご連絡ください。



⑨ 申込内容の審査（保育課）

保育課において、入力内容や証明書類の確認を行います。内容に不備がある場合は、**修正依頼メール**を送信しますので、修正期日までに修正手続き（P29参照）をしてください。

（修正の例：「就労証明書の勤務時間の欄の記載がない」「添付画像が不鮮明で識別できない」など）



1次受付期間中に修正手続きが完了しない場合は、「2次受付」となりますのでご注意ください。

※内容の審査を行い、順次**申込完了メール**を送信しますので、**仮受付メールの受信から1週間程度**かかる場合があります。

※就労証明書に不備があるケースが多く見られます。再提出となる場合、修正依頼メールを受けた後、勤務する会社等で再度作成したものを電子申請に添付する必要があります。時間を要するものになるため、余裕をもってお申込みください。

⑩ 申込完了メールの受信 → 手続き完了

審査の結果、修正事項がない場合または修正が完了した場合は、「申込完了メール」が届きます。

以上で、申込手続きが全て完了となります。



申込完了メールが届いた後は、ながの電子申請での修正はできません。

申込内容を修正したい場合は、申込受付期間中に保育課へご連絡ください。



Q: 申し込みをしたのに**メールが届きません**.....

A: 以下をご確認の上、1時間経ってもメールが届かない場合は、**ご契約中の通信会社**にお問い合わせください。

- ・P23のメールアドレスが登録されているか
- ・**迷惑メールBOX**等に振り分けられていないか
- ・携帯本体・受信ボックスに空き容量があるか
- ・Wi-Fiを切ってモバイル通信でメールを更新する など

2人目以降の申込をする場合

兄弟姉妹で2人以上の申込をする場合は、最初に申込をした内容をコピーすることができます。

※1人目の申込仮受付メールを受信している必要があります。

【申込内容コピーの手順】

- ① ログインする
- ② 「申込状況確認」を選択
- ③ コピーする手続きの「詳細」を選択
- ④ ページ下部の「再申込する」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申込を完了

コピーして2人目以降の子どもの申込をする場合、特に次の項目にご注意ください。

- ・子どもの情報…………… 2人目以降の子どもの情報に修正してください。
- ・世帯の状況 …………… 同居家族欄に1人目の子どもの情報を加え、申込をする子どもの情報を同居家族欄から削除してください。
- ・保育を必要とする事由…………… 予約申込の場合は事由が異なる場合があります。入園時点の事由を入力してください。
- ・利用を希望する施設…………… 1人目の子どもと違う園を希望する場合は修正してください。

申込内容を修正する場合

「申込仮受付メール」を受信した後に、申込内容の修正ができます。

オンライン手続きサービス

手続き検索 申請状況確認 ←

申込内容照会

ホーム > 申込一覧

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 カレンダー ~ カレンダー

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索 >

並び替え 申込日時 降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
0000	令和9年度 保育園等の入園 申し込み	塩尻市 こども教育部 保育課 保育企画係	00000000	000	詳細 >

【修正の手順】

- ① ログインする
- ② 「申請状況確認」を選択
- ③ 修正する手続きの「詳細」を選択
- ④ ページ下部の「修正する」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申込を完了

添付書類

添付書類有無	無
-	
同意確認	私および世帯員の市町村民税課税資料その他の資料を、保育所等への入所および利用者負担額等（保育料・副食費）の算定のために職員が閲覧すること。利用する施設へ利用者負担額等（保育料・副食費）を提示すること。
-	
市職員確認用	市職員確認用

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

< 一覧に戻る 再申込する >

修正する > 取下げる >

子どもの面接

対象 新規で3～5歳児クラスに申込をした子どもと保護者

場所 第1希望園

内容 事前にお申込いただいた内容を基に、保育士等が面接を行います。開催時間内に面接場所へお越しください。

日程	施設名	開催日時
	大門保育園・日の出保育園	11月9日(月) 9時30分～11時00分
	みずほ保育園	11月10日(火) 9時30分～11時00分
	吉田ひまわり保育園・檜川保育園	11月11日(水) 9時30分～11時00分
	サン・サンこども園	11月11日(水) 11時00分～12時00分
	塩尻東保育園・広丘野村保育園	11月12日(木) 9時30分～11時00分
	宗賀中央保育園・吉田原保育園	11月13日(金) 9時30分～11時00分
	高出保育園・広丘西保育園	11月16日(月) 9時30分～11時00分
	片丘保育園・広丘南保育園	11月17日(火) 9時30分～11時00分
	よしだ幼稚園	11月17日(火) 9時30分～12時00分
	よしだ保育園	11月17日(火) 13時30分～15時00分
	妙義保育園・北小野保育園	11月18日(水) 9時30分～11時00分

※事前予約は不要です。都合がつかない場合は、園にご相談ください。

※新規0～2歳児クラスの面接の詳細については、決定園を通知する際(1月下旬)にお知らせします。

なお、持病のある子どもについては、11月中旬頃に保育課から連絡し、面接を行う場合があります。



利用調整とは

- ▶ 保育施設は、部屋面積や保育士の数により、受け入れできる子どもの数に限りがあるため、園ごと・クラス年齢ごとに定員が決められています。
- ▶ 定員を超えて入園の申込があった場合、保育の必要性の度合いの高い家庭の希望を優先して、入園する園を決定します。この手続きを「利用調整」と言います。

利用調整の対象について

- ▶ 4・5歳児クラスに申込の場合、1次申込の時点で現在入園している園を第1希望とする場合は、優先して利用調整を行います。ただし、**1次申込以外で申し込んだ場合や現在の園とは別の園を希望した場合は、優先の対象となりませんのでご注意ください。**
- ▶ 申込多数の場合には、希望する園を利用できない（**継続申込の場合は転園・退園となる**）ことがありますので、あらかじめご了承ください。

利用調整は「指数」に基づいて行います

「基準指数」と「調整指数」により指数を決定します。

○基準指数 … 入園の要件ごとに点数化したもの。

○調整指数 … 家庭の状況等を考慮して、該当する項目を加点するもの。

令和9年度より利用調整方法が変更になります

詳細は次ページをご確認ください。

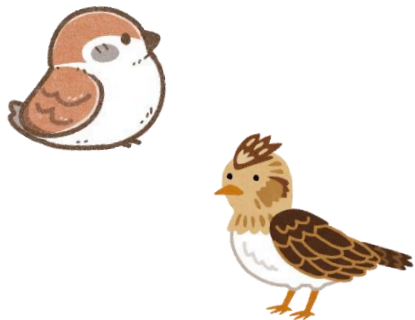
利用調整方法の変更点

変更点1 調整指数が2つに分類されます

調整指数①

ひとり親家庭（離別、死別、行方不明、拘禁等）

継続申込（市内の保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設に入園しているまたは令和9年3月までの入園が決定している）



調整指数②

生活保護法による被保護世帯

兄弟姉妹が同時に申込をしている

入園を希望する児童が障がい有し、療育手帳等が交付されている

里親家庭

福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる

令和9年3月に地域型保育施設を卒園し、市内の保育園、認定こども園の保育園部分を希望している

保護者が塩尻市内の保育園等で保育士等として就労しているまたはその予定

入園時に育休から復帰する

単身赴任しているまたはその予定（業務命令による転勤）

変更点2 調整指数の計算方法が変わります

変更前

$$\begin{aligned} & \text{基準指数} \\ & + \\ & \text{調整指数(①+②)} \\ & = \text{利用調整指数} \end{aligned}$$

変更後

$$\begin{aligned} & \text{基準指数} \\ & + \\ & \text{調整指数①} \\ & = \text{利用調整指数} \end{aligned}$$

変更点3 利用調整指数の合計が同点の場合の優先度が変わります

変更前

- 優先順位1. 基準指数が高い世帯
- 優先順位2. 市町村民税所得割額が低い世帯

変更後

- 優先順位1. **調整指数②**が高い世帯
- 優先順位2. 市町村民税所得割額が低い世帯

利用調整方法変更後の例

(例) 父・母・息子(4歳児)・娘(2歳児)の4人家族
※父:就労(単身赴任)、母:就労
子ども2人は今年度市内の園を利用しており、来年度同時に入園申込をする場合

変更前

父
21点
就労
170時間

母
21点
就労
170時間

調整指数(①+②)

兄弟姉妹同時 6点
継続 2点
単身赴任 2点

合計 52点

合計が高い世帯を優先

合計が同点の場合

基準指数が高い世帯
を優先

市町村民税所得割額
が低い世帯を優先

変更後

父
21点
就労
170時間

母
21点
就労
170時間

調整指数①

継続 2点

合計 44点

合計が高い世帯を優先

合計が同点の場合

調整指数②

兄弟姉妹同時 6点
単身赴任 2点

合計 8点

調整指数②の合計が高い世帯を優先

調整指数②合計が
同点の場合

市町村民税所得割額
が低い世帯を優先



利用調整方法が変更になります。
保育園等への入園申込をされる場合、必ず
お読みください。(継続申込を含む)

【利用調整の一例】

子ども	保護者1 基準指数	保護者2 基準指数	調整指数 ①	利用 調整 指数	調整指数 ②	調整 順
aさん	就労時間 月170時間 21点	就労時間 月170時間 21点	継続 2点	44点	単身 赴任 2点	1番
bさん	該当なし	求職活動 6点	ひとり親 38点	44点	-	2番
cさん	就労時間 月170時間 21点	妊娠出産 22点	-	43点	兄弟姉妹 同時 6点	3番
dさん	就労時間 月170時間 21点	就労時間 月160時間 20点	継続 2点	43点		4番
eさん	就労時間 月170時間 21点	就労時間 月170時間 21点	-	42点	育休 復帰 2点	5番

基準指数

入国の要件	内容	点数
就 労	就労時間が月180時間以上（休憩時間を含む）	22
	就労時間が月170時間以上（休憩時間を含む）	21
	就労時間が月160時間以上（休憩時間を含む）	20
	就労時間が月148時間以上（休憩時間を含む）	19
	就労時間が月135時間以上（休憩時間を含む）	18
	就労時間が月122時間以上（休憩時間を含む）	17
	就労時間が月108時間以上（休憩時間を含む）	16
	就労時間が月86時間以上（休憩時間を含む）	15
	就労時間が月64時間以上（休憩時間を含む）	14
妊娠・出産	入園月時点で産前3か月～産後2か月	22
	入園月時点で産後3か月～6か月	14
疾 病	おおむね1か月以上の入院	24
	おおむね1か月以上寝たきりの状態 または 要介護3～5	24
	通院加療中で常に安静を要する	18
	通院加療中でおおむね半月以上の安静が必要 または要介護2	14
	その他	10
障がい	身体障害者手帳1・2級／療育手帳A1・A2／精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか	24
	身体障害者手帳3級／療育手帳B1／精神障害者保健福祉手帳2級のいずれか	14
	身体障害者手帳4級以下／療育手帳B2／精神障害者保健福祉手帳3級のいずれか	10
介護・看護（同居親族）	介護・看護時間が月180時間以上 または 常時介護を要する者（要介護3～5）の介護を行っている	24
	介護・看護時間が月160時間以上	22
	介護・看護時間が月122時間以上	18
	介護・看護時間が月86時間以上	16
	介護・看護時間が月64時間以上	14
災害復旧	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	24
求職活動	入園希望月から6か月以内に県外から転入し、求職活動を行っている	8
	上記以外で求職活動を継続して行っている	6
就学	大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校などに就学している	14
育児休業中の継続利用	育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもが継続利用する	2
3歳未満児の家庭育児	3歳未満児を家庭で育児している	2
その他	虐待・DVまたはその恐れがある場合（警察や福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの）	優先
	保護者が塩尻市内の保育園等（※1）で月の就労時間が120時間以上の保育士等（※2）として就労しているまたはその予定（※3）がある場合	

調整指数① ※申込時点におけるもの

内 容	点 数
ひとり親家庭（離別、死別、行方不明、拘禁等）	+38
継続申込（市内の保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設に入園しているまたは令和9年3月までの入園が決定している）	+2

調整指数② ※申込時点におけるもの

内 容	点 数
兄弟姉妹が同時に申込をしている	+6
令和9年3月に地域型保育施設を卒園し、市内の保育園、認定こども園の保育園部分を希望している	+6
入園時に育休から復帰する	+6
生活保護法による被保護世帯	+4
入園を希望する児童が障がい有し、療育手帳等が交付されている	+4
里親家庭	+4
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる	+4
保護者が塩尻市内の保育園等（※1）で保育士等（※2）として就労しているまたはその予定	+4
単身赴任しているまたはその予定（業務命令による転勤）	+2

- ※1 塩尻市内に所在する保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等
- ※2 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、小学校教諭、養護教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保健師等
- ※3 入園前に内定が取り消しとなった場合は、入園決定も取り消しとなります

基準指数+調整指数①が同点の場合の優先度

1. 調整指数②の合計が高い世帯を優先
2. 調整指数②の合計が同点の場合は、市町村民税所得割額の低い世帯を優先
- ※税額が確認できない場合は、税額の最高額で判断します（控除対象配偶者を除く）。該当する場合は 申込受付期間中に保育課へご相談ください。

社会情勢等を考慮したより良い運用となるよう、年度ごとに指数の見直しを行います。



0～3歳児クラスに申込み場合は、必ずお読みください。(継続申込を含む)

利用調整における注意点

近年、3歳未満児の申込の増加や保育士不足などにより、0～3歳児クラスの利用調整において第1希望園に入園ができないケースが増えています。

利用調整では、保育の必要性の度合いの高い家庭を優先して入園する園を決定します。**現在入園している子どもの継続申込も利用調整の対象となり、結果として転園・退園となってしまう可能性もあります。**
申込に当たっては、次の内容をよくご確認ください。

【参考】令和8年度の利用調整の状況

クラス年齢	申込数	第1希望園に入園	第1希望園以外に入園	入園保留
0・1歳児	377人	246人	96人	35人
2歳児	272人	234人	38人	0人
3歳児	359人	336人	23人	0人

※入園保留のうち辞退を除く

① 希望した園以外は入園の調整を行いません。希望園は可能な限り多く選択してください。

- ▶ 希望施設の選択は、実際に入園できる園を全て選択してください。(希望園のいずれにも空きがない場合、入園保留となります。)
- ▶ 例年、希望園への入園を決定した後に、辞退して別の園を希望するケースが見受けられます。転居などのやむを得ないケースもありますが、公正な利用調整に支障を来しますので、申込の際には、入園可能かどうかを十分にご検討ください。
- ▶ 希望園の選択によっては、下の表のように、dさんより指数の高いcさんが入園保留となり、指数の低いdさんが第1希望園に決定するというケースも生じますので、あらかじめご了承ください。

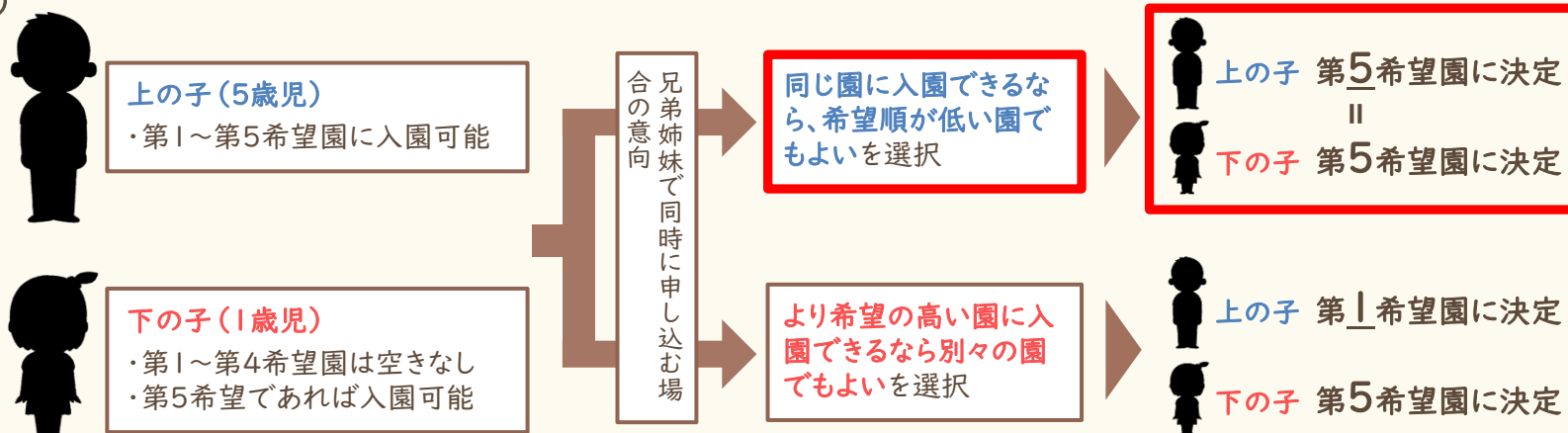
【利用調整のイメージ(全ての園を定員1名と仮定)】

子ども	年齢	指数の高い順	希望園			決定園	備考
			第1希望	第2希望	第3希望		
aさん	0歳児	1番	A園	B園	C園	A園	第1希望に決定
bさん	0歳児	2番	A園	B園	C園	B園	第1希望が満員のため第2希望に決定
cさん	0歳児	3番	A園	B園	なし	保留	希望園が全て満員のため保留
dさん	0歳児	4番	C園	B園	なし	C園	第1希望に決定

② 兄弟姉妹の利用調整は、申込の際の意向をもとに決定します。

兄弟姉妹を同時に申し込む場合、指数において配慮(加点)しますが、兄弟姉妹全員が同じ園に入園できない場合があります。
この場合、申込の際の意向をもとに園を決定しますので、回答内容を十分ご検討ください。

(例)

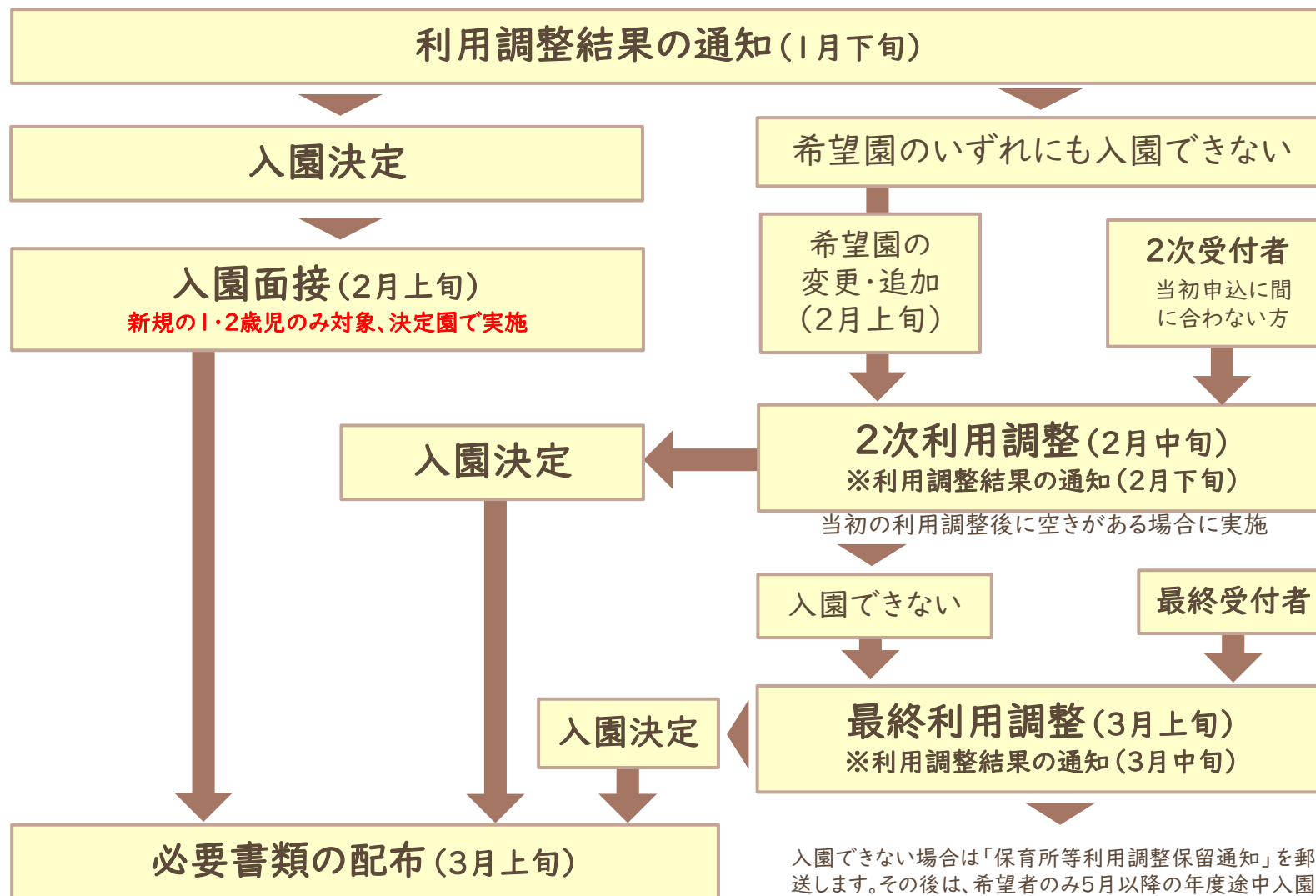


	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園	第5希望園
上の子(5歳児クラス)	○	○	○	○	○
下の子(1歳児クラス)	×	×	×	×	○

「**同じ園に入園できるなら、希望順が低い園でもよい**」を選択した場合における**上の子**の決定園は、新規申込や継続申込に関係なく**下の子の決定園(入園できる園)**になります。

利用調整後の流れ

利用調整の結果は1月下旬に郵送で通知します。希望園に入園できない場合などの流れは、次のとおりです。



※新規0歳児の入園面接は、入園月の前月に決定園で実施します。

入園できない場合は「保育所等利用調整保留通知」を郵送します。その後は、希望者のみ5月以降の年度途中入園申込者とあわせて利用調整を行います。

3 保育料等・保育時間

保育料及び副食費は「認定区分」ごとに決まります

認定区分	対象年齢	認定の要件	入園できる施設	保育料	副食費(※1)
1号認定	満3歳以上	特になし	・幼稚園 ・認定こども園の幼稚園部分	0円 子ども・子育て支援制度に未移行の園は月28,000円まで無償	各園ごと設定
2号認定	3～5歳児クラス	保育の必要性の認定(※2)を受けている	・保育園 ・認定こども園の保育園部分	0円	月4,500円 私立園は各園ごと設定
	2歳児クラスの満3歳	保育の必要性の認定を受けている	・保育園 ・認定こども園の保育園部分 ・地域型保育施設	所得の額に応じて決定 (次ページのとおりに)	保育料に含まれます
3号認定	3歳未満	保育の必要性の認定を受けている	・保育園 ・認定こども園の保育園部分 ・地域型保育施設	所得の額に応じて決定 (次ページのとおりに)	保育料に含まれます

※1 副食費は、給食のおかずやおやつのお材料費を指します。

※2 保育の必要性の認定は、入園申込時の「入園の要件」に基づいて行います。入園決定と同時に認定の決定を行い、保護者に通知します。

0～2歳児クラスの保育料

令和8年度の市町村民税所得割額		令和9年度の市町村民税所得額	
4月	4～8月の保育料	9月	9～3月の保育料

階層	税額による世帯の区分	保育短時間（月額）	保育標準時間（月額）
A	生活保護法等による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	48,600円未満（ひとり親世帯等）	6,500円	8,600円
C2	48,600円未満（ひとり親世帯等以外）	14,000円	18,200円
D1	48,600円以上77,101円未満（ひとり親世帯等）	6,900円	9,000円
D2	77,101円以上97,000円未満（ひとり親世帯等）	22,500円	26,700円
	48,600円以上97,000円未満（ひとり親世帯等以外）	22,500円	26,700円
E	97,000円以上169,000円未満	27,000円	31,200円
F	169,000円以上301,000円未満	43,000円	47,200円
G	301,000円以上397,000円未満	56,000円	60,200円
H	397,000円以上	58,000円	62,200円

- ※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、**最高額（H階層）に決定**しますのでご注意ください。（控除対象配偶者であることが確認できる場合を除く）
- ※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の税額を適用する場合があります。
- ※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。
- ※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が保育料算定の基準になります。

保育料等の減免

塩尻市では、国の減免制度に加えた本市独自の子育て支援策を行っています。

保育料	世帯年収360万円未満相当の世帯※の第1子	半額
	第2子以降	無償
副食費	世帯年収360万円未満相当の世帯※の第1子	無償
	第2子以降	無償

※ 市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等に限る、77,101円未満）の世帯

【第2子の判定について】

- ・生計を一にする兄弟がいる場合、当該園児を第2子（以降）と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。
- ・兄弟が既に学校を卒業し労働に従事している場合など、生計を一にしていない場合は第2子として判定されません。
- ・入園申込時において世帯員に生計を一にする兄弟の記載が無い場合、第2子と判定されない場合があります。

保育時間

入園申込の内容に基づいて保育時間を認定します。

認定区分	保育時間	注意事項
保育短時間	8:30～16:30 (8時間)	原則、全員が「保育短時間」でのご案内となります。 ※不足部分は、延長保育を別途施設へお申込ください。
保育標準時間	7:30～18:30 (11時間)	「保育短時間」+「延長保育」の利用時間が 7:30～18:30に達した場合のみのご案内となります。

土曜保育について

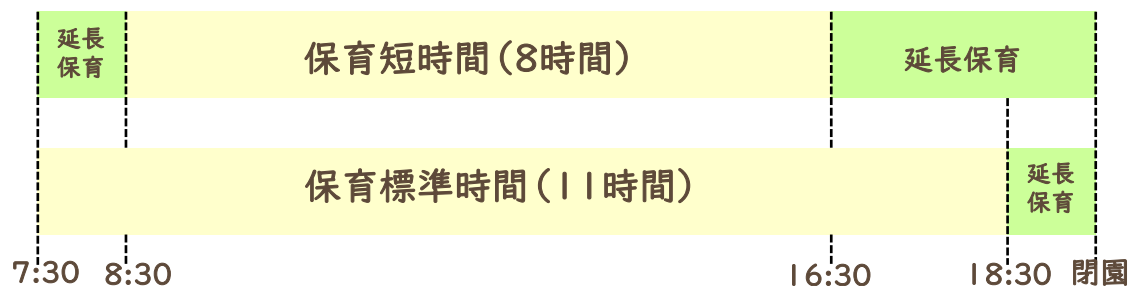
仕事などのやむを得ない事由で子どもを保育できない場合に限り、土曜保育を利用できます。
なお、公立園については土曜保育を実施している園を利用していただきます。

延長保育

概要	延長保育料	利用方法
保育時間の前後の時間帯について、 開園時間の範囲内 で延長保育を利用できます。	【0～2歳児】 30分あたり月額700円 【3～5歳児】 30分あたり月額700円 (18:30以降の利用分のみ)	入園申込の内容に基づいて利用を決定します。 利用希望月の前月25日(土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)までに、施設への申込が必要です。

- ・入園の要件が「求職活動」「育休継続」「家庭育児」の場合は、**原則、「保育標準時間」及び「延長保育」はご利用いただけません。**
- ・延長保育の利用は必要最低限の時間に限ります。その必要性について、施設から詳細な聞き取りを行いますので、ご了承ください。

【保育時間・延長保育のイメージ】



【延長保育料の減免】

延長保育料については、**保育料及び副食費とは減免の内容が異なります**のでご注意ください。

クラス年齢	時間帯	第1子		第2子			第3子以降
		世帯区分①、②	世帯区分③、④	世帯区分①	世帯区分②	世帯区分③、④	世帯区分①～④
3歳未満児	～18:30	350円	700円	0円	0円	0円	0円
	18:30以降	350円	700円	0円	350円	350円	0円
3歳以上児	～18:30	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	18:30以降	0円	700円	0円	0円	350円	0円

緊急延長保育について

延長保育の申込をしていなくても、緊急の場合には開園時間の範囲内で延長保育を利用することができます。

【利用料】30分 100円

※30分に満たなくても100円になります。

【回数】週3回を目安

※それ以上のやむを得ない場合は、園にご相談ください。

【世帯区分】

- ①ひとり親世帯等で所得割額77,100円以下
- ②ひとり親世帯等以外で所得割額57,700円未満
- ③ひとり親世帯等で所得割額77,101円以上
- ④ひとり親世帯等以外で所得割額57,700円以上

※上記にかかわらず、生活保護法による被保護世帯または市町村民税非課税世帯は0円となります。

4 入園申込に関するQ&A

入園申込に関するQ&A



【塩尻市ホームページ】
よくあるお問い合わせは
こちら 

冊子に載っていない
Q&Aもご覧いただけます



保育所等の利用について

Q₁ これから生まれる子どもの申込はできますか？

A₁ 申込可能です。※電子申請内の「生年月日」欄は、出産予定日を入力してください。
ただし、出生前の入園決定は「仮決定」となりますので、出生届の手続きが完了しましたら、速やかに保育課までご連絡ください。

Q₂ 年度途中に育児休業から職場に復帰する予定ですが、入園の予約はできますか？【予約申込】

A₂ 所属先への職場復帰時期が確認できる就労証明書が提出された場合に限り、申込が可能です。その場合は、申込受付期間中に申込をしてください。
ただし、**予約申込できるのは公立園のみです。**
なお、月の途中で職場に復帰する場合でも入園日は「その月の初日」となり、保育料等も月額となります。

Q₃ 現在、塩尻市外に住んでいますが、申込はできますか？【予約申込】

A₃ 入園月の前月末までに塩尻市に転入することが確実にあれば、申込可能です。
ただし、入園時期によって必要書類が異なるため注意してください。
なお、入園月の前月末までに塩尻市に住民登録がない場合は、入園決定を取り消します。

① 4月入園：必要書類なし

② 予約申込：転入の期日を確認できる書類を提出してください。

例) 「住宅の建築に係る契約書」や「アパートの賃貸契約書」など

入園申込に関するQ&A

Q₄

予約申込をしています。「育休を取得している就労先」への復帰前に退職する、または妊娠出産するなどにより入園決定月に復帰しない場合はどうなりますか？【予約申込】 【随時申込】

A₄

入園決定が取り消しになります。再度、入園を希望する場合は新たに申込をしてください。

Q₅

1次申込で入園が決定しましたが、育児休業の延長を希望するため、『保育所等利用調整保留通知』が必要です。入園決定を辞退しても発行されますか？

A₅

発行できません。ただし、2次申込以降に再度申込を行った結果、入園できなかった場合には発行可能です。1度でも入園決定を辞退した場合、『保育所等利用調整保留通知』に入園決定を辞退した旨が記載されます。

Q₆

予約入園が決定しました。予約申込を取下げないまま、決定した入園月以前に新たに申込はできますか？

A₆

予約入園が決定した場合、二重申込となる年度途中での申込は受け付けられません。入園月の変更を希望する場合は保育課にお問い合わせください。予約申込を取下げることによって新たに申込ができますが、入園できなかった際に発行される『保育所等利用調整保留通知』は、Q&A5のとおりとなります。

Q₇

保育園等に入園ができなかった証明書（保留通知書）はどのような時に発行されますか？

A₇

入園申込を受理し利用調整を行った結果、希望された保育施設での受入れができない場合、保留通知書を発行します。

入園申込に関するQ&A

Q₈

4月以降も入園の申込はできますか？【随時申込】

【塩尻市ホームページ】
年度途中（随時）の申込に
ついては、こちら👉



A₈

申込可能です。申込の詳細については、塩尻市ホームページをご覧ください。

3歳以上児については、申込時に面接（※要予約）が必要になります。

なお、年度途中での申込は定員に空きがなく、ご案内できない場合があります。塩尻市ホームページの空き状況をご確認ください。

その他

Q₉

慣らし保育はありますか？

A₉

保護者からの希望、または子どもの様子に合わせて、入園月以降に慣らし保育を行っています。

慣らし保育の日数や時間については、各施設にご相談ください。

※保育料は時間変更により減額されません。

Q₁₀

入園前に保育施設の見学をすることはできますか？

A₁₀

見学可能です。事前に各施設へ直接お電話いただき、見学日や時間をご相談ください。

Q₁₁

保育課から申込内容の修正を依頼されました。どのように修正しますか？また、希望園の変更はできますか？

A₁₁

P29をご覧ください。

なお、保育課から指摘した不備箇所以外の修正は認められません。希望園の変更を含め、不備箇所以外の修正を行いたい場合は、保育課にご連絡ください。



塩尻市 保育課 保育企画係

☎0263-52-0844

塩尻市大門七番町3番3号 塩尻総合文化センター1階